

社会福祉法人たつき福社会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たつき福社会(以下「法人」という。)の役員及び評議員、評議員選任・解任委員(以下「委員」という。)の報酬及び旅費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、並びに委員が評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 尚、理事会及び評議員会、委員会を法人本部にて実施の場合の旅費は報酬に含まれるものとする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬は支払わない。

2 役員及び評議員が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員、委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支払うことができる。ただし、この場合の旅費は当法人旅費規程によるものとする。

第7条 職員を兼務する役員及び評議員、委員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年12月3日より施行する。

この規程は、平成29年6月17日より施行し、平成29年4月1日に遡及適用する。

この規程は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日に遡及適用する。

別表1(第3条関係)

名 称	報 酬	旅 費
理事会出席者報酬	日額 10,000円	報酬に含む
評議員会出席者報酬	日額 10,000円	報酬に含む
委員会出席者報酬	日額 10,000円	報酬に含む

別表2(第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	旅 費
理事長報酬	月額 100,000円	報酬に含む
役員会・評議員会以外の業務	日額 10,000円	報酬に含む
監事監査報酬	日額 15,000円	報酬に含む

別表3(第6条関係)

名 称	報 酬	旅 費
理事長出張	月額報酬に含む	法人旅費規程による
役員・評議員・委員の出張	日額 10,000円	法人旅費規程による

別表4(第8条関係)

名 称	報 酬	旅 費
理事長依頼による出席者	日額 10,000円	報酬に含む